

【任意継続】被扶養者 継続認定用現況届

被保険者の退職日以前から扶養に入っており、現況に変化がない方にかぎり、証明書類等を免除いたします。
ただし、現況届の内容によって追加書類をいただく場合があります。
なお、被扶養者資格確認調査にて被扶養者に関する証明書の提出を求める場合があります。
調査の結果、被扶養者の条件を満たさないことが判明した場合は**被扶養者から削除**となります。

該当する項目の口をチェックし、必要事項をご記入願います。

被保険者氏名 (あなた)		扶養認定対象者 (扶養に入れたい家族)		年齢	続柄
				歳	

Q1.扶養認定対象者はあなたの退職日以前から扶養に入っていましたか？

- ☐ 入っていた → Q2に進む
☐ 入っていない → この現況届では申請できません。「被扶養者現況届（必要書類チェック表）」をご利用ください。

Q2.扶養認定対象者と同居ですか、別居ですか？（住民票上の同居別居で判断）

- ☐ 同居（同一世帯）
☐ 別居（別世帯）
 別居開始日 年 月 日 別居理由（具体的に）

Q3.扶養認定対象者の収入状況を教えてください

- ☐ 無
☐ 有（該当する収入の今後1年間の年収見込み額を記入）

収入内訳	年収額	算出方法
(1)給与収入（パート・アルバイト含む）	円／年	（（勤務日数×勤務時間×時給）+通勤手当） ×12ヶ月+賞与+諸手当
(2)雇用保険受給	円／年	基本手当日額（ 円）×30日×12ヶ月 ※日額3,612円（60歳以上及び障害年金受給者は5,000円）以上 の場合は扶養認定できません
(3)年金（申請中含む）		年金振込通知書に記載されている年間支給額
老齢・基礎年金	円／年	
遺族年金	円／年	
障害年金	円／年	
年金基金	円／年	
企業年金	円／年	
個人年金	円／年	
その他（ ）	円／年	
(4)給付金等		基本手当日額（ 円）×30日×12ヶ月 ※日額3,612円（60歳以上及び障害年金受給者は5,000円）以上 の場合は扶養認定できません
傷病手当金	円／年	
出産手当金	円／年	
その他（ ）	円／年	
(5)事業収入・不動産収入 →収入の内容（ ）	円／年	経費を引く前の「収入（売上）」額
(6)その他収入（利子・株式配当金等） →収入の内容（ ）	円／年	
年間収入合計	円／年	

*次に該当する場合は扶養認定不可

- ①年間収入が130万円以上（60歳以上及び障害年金を受給している場合は180万円以上）の場合
 ②年間収入が①未満であっても、被保険者の退職時の年収の1/2以上の年収がある場合

裏面も必ず記入してください

※Q4は扶養認定対象者がお子様の場合のみ記入

Q4.あなた（被保険者）の配偶者について教えてください

☐ 配偶者有

↳ 配偶者はあなたの被扶養者ですか？

☐ はい

☐ いいえ

↳ 配偶者の年収：約

万円

※年収の内容がわかるものを提出

提出書類

給与収入：直近の源泉徴収票（写）
年金収入：直近の年金振込通知書（写）
事業・不動産収入：直近の確定申告書一式（写）
給付金受給：支給決定通知等（写）

☐ 配偶者無

この届は事実に相違なく、扶養認定対象者は私が主として生計の維持を行っています。
違反した場合は被扶養者の資格を取り消され、当該期間中に受けた保険給付金(健康保険を使って受診した等)を返却することに異議申し立て致しません。

記入日	令和	年	月	日	被保険者氏名	印	確認欄	自署の場合は、押印の省略可 *ただし、訂正があった場合は省略不可 (自署のため押印を省略する場合は☑)
							☐	